2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに輸入業者の名称及び住所				
輸第12561号	化成肥料	G－1	有限会社G－West	東京都足立区綾瀬七丁目17番20号パークサイド103
輸第12566号	配合肥料	F－1	有限会社G－West	東京都足立区綾瀬七丁目17番20号パークサイド103
輸第12996号	化成肥料	G－2	有限会社G－West	東京都足立区綾瀬七丁目17番20号パークサイド103

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○海上保安庁告示第十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年七月十五日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　東京大井ふとう沖灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南方約六三〇メートル）

北緯　三五―三四―三〇

東経　一三九―四七―〇五

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南方約六一〇メートル）

北緯　三五―三四―三〇

東経　一三九―四七―〇五

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域北Ｂ灯標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約五・四キロメートル）

北緯　三五―三二―一二

東経　一三九―四八―三八

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約五・三キロメートル）

北緯　三五―三二―一二

東経　一三九―四八―三八

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域北Ｃ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約五・三キロメートル）

北緯　三五―三二―一四

東経　一三九―四八―三六

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約五・二キロメートル）

北緯　三五―三二―一四

東経　一三九―四八―三六

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域北Ｄ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約五・二キロメートル）

北緯　三五―三二―一七

東経　一三九―四八―三四

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約五・一キロメートル）

北緯　三五―三二―一七

東経　一三九―四八―三四

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域西Ｂ灯標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・七キロメートル）

北緯　三五―三一―一八

東経　一三九―四八―〇三

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・六キロメートル）

北緯　三五―三一―一八

東経　一三九―四八―〇三

灯質　単せん黄光　毎三秒に一せん光

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域西Ｅ灯標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・五キロメートル）

北緯　三五―三一―二四

東経　一三九―四八―〇〇

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・四キロメートル）

北緯　三五―三一―二四

東経　一三九―四八―〇〇

灯質　単せん黄光　毎三秒に一せん光

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域西Ｇ灯標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・四キロメートル）

北緯　三五―三一―二九

東経　一三九―四八―〇四

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・三キロメートル）

北緯　三五―三一―二九

東経　一三九―四八―〇四

灯質　単せん黄光　毎三秒に一せん光

変更年月日　平成三十年十二月十五日

名称　東京国際空港Ｄ滑走路制限区域西Ｈ灯標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・三キロメートル）

北緯　三五―三一―三一

東経　一三九―四八―〇二

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約六・二キロメートル）

北緯　三五―三一―三一

東経　一三九―四八―〇二

灯質　単せん黄光　毎三秒に一せん光

変更年月日　平成三十年十二月十五日